

三 好 俊 文
み よし とし おみ

学位の種類 博士(国際文化)

学位記番号 国博 第 57 号

学位授与年月日 平成18年 3 月24日

学位授与の要件 学位規則第 4 条第 1 項該当

研究科・専攻 東北大学大学院国際文化研究科 (博士課程後期 3 年の課程)
国際地域文化論専攻

学位論文題目 鎌倉幕府守護制度の実態的研究

論文審査委員 (主査)
教授 平 川 新 教授 山 田 勝 芳
教授 北 川 誠 一
教授 入間田 宣 夫 (名誉教授)

論文内容の要旨

1、本稿の目的と視角

本稿の目的は、鎌倉幕府が地方支配組織として列島内へ一国単位で設置した守護制度を実態的に分析し、十二世紀末から十四世紀初頭の列島を支配した武家政権の、地方支配の実像を把握することにある。

現在の鎌倉幕府研究の議論水準は、川合康氏『鎌倉幕府成立史の研究』(校倉書房、2004年)の刊行により、各国の諸武士団が形成する、各国内の政治的対立構造を踏まえ、その政治構造との関係性の中で幕府の形成過程や幕府諸制度のありようを検討する段階に突入している。

しかし鎌倉幕府守護制度の研究史を紐解くと、上述の議論レベルに到達しているとは言い難い現状にある。その動向は、大きく①職権論的研究動向、②行政職的研究動向、③沿革考証の三つとして把握しうる。このうち①の動向は、国を単位に設置されるという守護任命のあり方から、即、

その権限が一国全域に及び得たと考える、平板な国理解を前提として議論を展開する。また③の動向は、守護在職者の素性の把握によって、鎌倉幕府政治史の展開を理解するための一助としようとする関心の下に業績を蓄積してきている。この二つの動向にあっては、国内対立構造を踏まえた守護制度理解を導き出そうとする課題そのものが、設定され難い。

これに対して②の動向は、守護が管国へ支配を浸透させていく過程を解明しようとするに、その出発点がある。その意味では、上述の鎌倉幕府議論レベルに対応しうる守護制度理解を導き出す、可能性を秘めていた。しかしこの動向は、石井進氏『日本中世国家史の研究』（岩波書店、1970年）の刊行以後、現在に至るまでほぼ停滞状況にあり、国内対立構造との関係性の中で守護制度を把握するには至っていない。

よって本稿では、次の二つの課題を設定した。一つ目として、既存の各国政治構造の中に幕府が入り込む過程を、守護制度を介して検討すること。二つ目として、この様な過程を踏まえた上で、鎌倉初期守護制度を総体的に把握することである。

以下、本稿の構成に沿って各章を要約しつつ、課題との関わりを述べていく。

2、本稿の概要

第一部 西国守護の諸様相

ここでは、各国既存の政治構造との関係性の中で守護制度の具体像を明らかにするために、特定の国をフィールドに設定した個別的考察を行った。

第一章「播磨国守護代の管国支配」では、平安時代末に国内中央部の国衙（幕府成立以前の一国行政機構）姫道山と国内東辺の五箇荘を中心とする二元的な政治構造が成立していたことを明らかにし、これが平氏による摂津国福原を拠点とした瀬戸内海交通掌握の取り組みと関わって形成されたものであることを論じた。同時に、この国の守護領が国内東部の五箇荘に設定された事実を提示し、これを平氏時代に形成された二元的政治構造に規制を受けた結果であると論じた。

これを踏まえて同国守護代の管国内での行動に考察を及ぼし、守護代独自の対国衙戦略を論じた。すなわち、国衙の喉元に鎮座するという地理的問題、国衙在庁を社家に含むという人的問題、二つの点で重要な位置を占める廣峯社に対して、守護使入部に象徴される武力一辺倒の関わりを後退させ、同社の要求に応じて、将来における守護使不入を約するという、方針の転換の存在を指摘し、これを国衙への影響力を確保しようとする守護代の管国支配戦略と位置づけた。

本章により、幕府支配に対する既存の国内政治構造の規制力の存在と、初期幕府の一国支配における守護代層の政治手腕への依存状況が明らかとなった。

第二章「淡路国守護領にみる守護・管国間関係」では、前章播磨国とは異なり、守護領が国衙周辺に設置された淡路国をフィールドに設定し、守護と管国との関係を考察した。なお本章での具体

的作業は、貞応二年（一二二三）に作成された淡路国の土地台帳、大田文の読解に向けている。

本章ではまず、淡路国守護の国内所領に、守護職補任と同時に与えられた「狭義守護領」と、謀反人跡追捕によって獲得した御家人所領の存在したこと、「狭義守護領」には国内武士層の政治的結集軸たる二宮・惣社が含まれたことを明らかにした。鎌倉時代における「狭義守護領」の存在は、既に石井進氏が指摘しているが（「鎌倉時代『守護領』研究序説」同氏前掲書所収、初出1967年）、研究史では「狭義守護領」の内容分析が等閑に付されており、この点に具体的検討を及ぼしたことは、本章が有する意義の一つである。

次に大田文から、治承・寿永内乱直後（十二世紀末）と承久合戦（一二二一年）前・後の地頭設置状況を復元し、淡路国の多元的な政治構造の存在を浮き彫りにした。これにより、治承・寿永内乱から承久合戦に至る間の幕府権力の浸透過程が、国内の政治構造に大きく規制されていたこと、守護領の分布状況も国内政治構造の規制力との関わりで理解すべきであることを論じた。

本章で考察を加えた淡路国でもまた、守護管国支配に対して、既存の国内政治構造からの規制力が作用していることが明らかとなった。すなわち第一部の検討によって、守護の拠点为国衙に近接しているにしろ、していないにしろ、その状況が出現した理由は、それぞれの国における国内武士層の対立構造、すなわち既存の政治構造に規制された点に求められることが明らかとなった。

各国における守護領の分布状況は、その国における鎌倉幕府権力の浸透状況を視覚的に我々に提示してくれる一つの素材である。そしてその分布状況は、それぞれの国の政治構造に規制された結果として出現したものであることが明らかとなった。すなわち平安時代末には、国衙に結集する武士団とそれとは対立的関係にある武士団が多元的な政治構造を形作っており、その何れが頼朝方に属し、何れが平家方に属して治承・寿永内乱を闘ったのかという、各国武士団の選択のダイレクトな反映として、各国守護領の分布状況形成の要因を理解できるのである。

川合康氏は鎌倉幕府成立の過程を、各国武士団の主体的選択による偶然の産物と理解する（同氏前掲書）。この理解は、本稿第一部の検討によって、守護制度形成過程との関わりでも首肯しうるものであることが明らかとなった。

幕府権力を代行する守護の各国進出の足場が、この様な偶然性に左右されるものであることは、同時に国内一円に守護支配を浸透させるための機構の有無も、如上の偶然性に左右されたことを意味する。淡路国「狭義守護領」に国内武士の政治的結集軸たる二宮・惣社が含まれたことも、元を正せば、ここを知行していた武士が治承・寿永内乱を平家方に属した結果なのであり、幕府あるいは頼朝が、この所領の接收を予めプランニングし、実現したものではない。

また、播磨国守護代が独自の対国衙戦略を採らねばならなかったことも、この偶然性との関わりで理解できる。守護領五箇荘はたしかに播磨国東部において政治的中心としての役割を果たしていた。しかしそれは平家による摂津国福原の拠点化に吸引されてのものであり、播磨国一円に何らか

の権力を及ぼしうる機構は、本来的に持ち合わせていなかったと考えられる。故に本稿で明らかにしたような行動を、守護代は行わねばならなかったのである。

第二部 鎌倉初期守護制度と戦争・平和

ここでは、第一部の個別研究に対し、幾分なりとも全体像を把握することを目指した考察を行っている。

第三章「鎌倉初期守護制度と『自然』」では、初代将軍頼朝時代の守護制度を論じた。建久二年（一一九一）閏十二月日の日付を持つ源頼朝発給文書の分析から、武力の後退、守護人に対する政治的バランス感覚育成の要求、警察権担当者たる地位の強調の否定、国内武士隷属化の否定を具体的内容とする、頼朝の「自然^{しぜん}治国」方針の存在を提示した。

この方針が「自然」（自ずから）の状況を標榜していることから考えて、この方針下の守護制度は、強権を用いての治国を否定するものと考えられる。よってこの方針を、頼朝の軍事集団が新支配地西国に入り込んだ当初の国内秩序のあり方、治承・寿永内乱を経て生み出された各国の政治構造のあり方を、そのままに尊重する国支配のあり方として位置づけた。

同じ「自然」の語を以て表現される守護制度に、東国の「自然恩沢」守護人が存在する。本章では先行研究に学びつつ、「自然恩沢」守護人とされる三浦・小山・千葉三氏がこの地位を得た理由を、治承・寿永内乱を頼朝と共に闘うことによって、各国における棟梁的地位を得たという点に求めた。すなわち「自然治国」守護制度と「自然恩沢」守護人に通底する頼朝の守護一国支配方針は、治承・寿永内乱によって生み出された各国新政治構造の尊重という点で共通することを論じた。

しかし「自然恩沢」概念が《頼朝と共に闘うこと》を構成要素の一つに持つように、「自然治国」を実現する人物は、挙兵以来頼朝を支え、頼朝と共に一国棟梁的地位を築いた存在でなければならなかった。西国に「自然恩沢」守護人が発生せず、西国武士が守護の地位に就いた事例の存在しないことは、この様な頼朝の方針が存在したことによる。すなわち、「自然治国」を基本方針としつつも、挙兵以来自らを支えた東国武士にその「自然治国」を実現させる方針として、本章では頼朝時代の守護制度を把握している。

本章の検討によって、第一部で検討した播磨・淡路両国の守護のあり方、さらには両国の事例から想定される鎌倉初期における守護制度の多様性を、頼朝の「自然治国」方針のもと一貫したものとして把握することが可能となった。そして「自然治国」方針の一形態として「自然恩沢」守護人が存在するという本章の理解を踏まえるならば、幕府支配が強固に及んだと理解される東国においてすら、幕府支配に対する既存の政治構造の規制力は作用していたということになる。すなわち東国諸国の守護、西国諸国の守護ともに「自然治国」守護制度を以て、頼朝時代の守護制度を特徴付けうるのである。

なお本章には、幕府編纂の歴史書『吾妻鏡』の編纂事情を考察する、『吾妻鏡』・『鎌倉年代記』

裏書と原「吾妻鏡」を付論として収めている。これは第三章で検討対象とした頼朝発給文書が、本来は『吾妻鏡』に記載されていた可能性が高いにもかかわらず、現存する『吾妻鏡』の情報との間に矛盾を来しており、故にこれまではその内容に信頼性がもたれていなかったことによる（この問題については第三章中でも先行研究に拠りつつ史料批判を行っている）。

ここでは、『吾妻鏡』の編纂にあたっては幕府に保管されていた簡易な歴史書（原「吾妻鏡」）が存在していたこと、その歴史書は四代将軍以降の時期に整備されはじめたと考えられ、それ以前の幕府事績については、『吾妻鏡』編纂のための相当な調査が行われたであろうことを論じている。

『吾妻鏡』の前提となる幕府の内部記録の発見という点に、研究史上の意義があるが、本稿では、この考察によって、不明な時代を調査することにより発生した情報の矛盾であるならば、二つの情報には同程度の信頼を置かねばならないことを示し、以て上述の頼朝発給文書の信頼性を高めようという位置づけが与えられる。

第四章「承久合戦と守護使入部」では、戦時における守護の活動の全体像を、実態的に把握することを試みた。結果、守護の行動の具体像として、謀反人跡追捕を、謀反人所領に該当しない所領にまで及ぼす姿と、荘内財物の徴収・荘民の徴発を行い、それが荘民の逃散を引き起こしている様相を描き出した。

しかしこれらは、史料上にストレートに姿を現すような無法行為ではない。財物徴収・荘民徴発は、謀反人や京方与同の在地武士の搜索、その際の駐屯地の営作・敵方拠点の撤去など、守護という地位から発する職責の遂行であったことを、本章では論じている。

なお本章では、守護使入部停止令が承久合戦直後に頻発する事実を提示した。これは如上の検討結果を踏まえれば、荘園領主による荘内秩序回復という平和回復への取り組みと、守護による敵性武士の徹底搜索という平和回復への取り組みとが、現地レベルでせめぎ合った結果であったと把握することが出来る。

第二部の目的は、初期守護制度の多様性を一貫する、為政者の方針の発見に向けられていた。しかし検討の結果として、本部では、武家政権の為政者たちが、眼前に展開する戦争状況を如何にして終息させようとしたのか、という点へも踏み込む結果を得たということができるだろう。

第三章で明らかにした「自然治国」方針の背後には、十二世紀末に急速に全国へ展開することとなった内乱を、また急速に終息・安定させようとする頼朝の戦略が存在したと考えられる。そしてまた第四章で検討したように、承久合戦時の守護使入部を、それが守護の職責遂行であるにもかかわらず幕府が停止していたことも、戦時の終息として評価しうるものと言えよう。すなわち、守護使入部による荘民の逃散という状況が象徴するように、戦時の守護の行動は、現地の平時秩序を相当に混乱させていたのである。幕府による守護使入部停止は、直接には荘園領主、すなわち京都の貴族層の要求に応じたものである。しかし、荘園領主が守護使入部の停止を要求したのは、この様

な荘園現地秩序の回復を意図したものであり、間接的にはあれ、幕府の守護使入部停止は戦時状況を終息させ、現地の秩序を回復させる機能を果たしたと評価しうるのである。

第三部 鎌倉幕府の陸奥国支配

第一部・第二部の検討を通じて、既存の国内政治構造との関わりで、守護制度成立の過程と、それに伴う守護管国支配の具体像がある程度明らかとなった。具体的事例としては西国に偏らざるを得なかった《既存の政治構造による幕府支配への規制力》という問題も、「自然恩沢」守護人の存在を踏まえることによって、東国にも適用し得るものであったことが明らかとなった。

以上によって鎌倉幕府列島支配の全体像が明らかになったとも言う。しかしここまでの検討では、抜け落ちている地域が存在する。列島内東部という地理的位置を持ちながら、幕府による「征伐」を受けた地域、すなわち奥州支配の様相である。故に本稿では、さらに一部を立て、陸奥国支配に関する個別的考察を行った。

第五章「陸奥国留守職と諸国守護」は、幕府指令伝達権という職権的側面からアプローチした、守護制度と幕府陸奥国支配との職権論的比較論である。同一指令を伝達する上での幕府発給文書内容の東西の差異や、同一国への複数伝達ルートが存在など、論点は多岐にわたったが、本章の目的はただ一点、管国へ幕府指令を「可令相觸」よう命じられている点で、陸奥国留守職と諸国の守護とは同質の権限を有する職制であるということの主張にある。

陸奥国留守職を含めた幕府陸奥国支配組織は、史料上「奥州惣奉行」として所見する。この職制をめぐっては、鎌倉期を通じての存続、早期の形骸化、文治五年奥州合戦の戦後処理を目的とした臨時職制という、職制存続のタイムスパンをめぐる論争が繰り返されてきた。近年は、この職制、特に陸奥国留守職の幕府地方支配に占める役割が、諸国における守護の役割には及び得ないという評価も提示されている。本章の検討は、陸奥国留守職の幕府指令伝達権の検討を通じて、この職制が諸国の守護に類するものであり、鎌倉期を通じて存続したと考えるべきであることを主張するという、「奥州惣奉行」研究史上の位置を持つ。

しかし本章の検討は、その考察対象が陸奥国留守職に限られる。「奥州惣奉行」体制は、平泉に居を定める葛西氏、多賀国府に居を定める陸奥国留守職の二人奉行制であり、本章の検討のみでは幕府陸奥国支配の全体を論じたとは言い得ない。また、職権論に終始した本章の検討では、第一部・第二部を通じて明らかとしてきた、既存の国内政治構造と「奥州惣奉行」体制との関わりが不明瞭である。

第六章「『奥州惣奉行』体制と鎌倉幕府の列島支配」では、第五章の持つ以上のような課題に取り組んだ。すなわち第一の課題は、二人奉行制としての「奥州惣奉行」体制の総体的把握である。そして第二の課題は、幕府地方支配を特徴付けるものとしての《国内政治構造の規制力》というここまでの検討結果と、「奥州惣奉行」体制との関わり方の検討である。

第一部での個別的な研究と同様、本章でも二人の惣奉行の管国内所領に注目し、文治五年（一一八九）に平泉に居を定めた葛西清重の所領と、建久元年（一一九〇）に陸奥国留守職として多賀国府に居を定めた留守家景の所領を、それぞれ諸国における非「国衙集中」（第一部で検討した播磨国タイプ）・「国衙集中」（第一部で検討した淡路国タイプ）という守護領分布形態に対応するものとして理解した。これにより「奥州惣奉行」体制は、鎌倉初期の幕府地方支配の二つのパターンの存在を集約的に示す職制として、位置づけられることとなった。

また本章では、一年未満という短期間に二つの政治中心を接収しながらも、単独奉行制（守護）ではなく二人奉行制によって陸奥国支配を実現しようとする「奥州惣奉行」体制を、平泉藤原氏時代における陸奥国の二元的政治構造の影響として論じた。すなわちここ陸奥国でも、既存の政治構造に強く規制を受ける一国支配のありようが確認されたことになる。

以上の論述を踏まえつつ、最後の考察を職権の問題に向けた。すなわち、葛西清重は陸奥国支配の任にありながら、警察権行使の範囲に「平泉郡内」という地域的な限定を付されている。この事実を《既存の政治構造の規定性》と関連づけて理解し、葛西清重の警察権行使のあり方を、行使の範囲が限られていた初期守護権限の実態を示すものとして位置づけた。

本章の考察によって、「奥州惣奉行」体制が諸国の守護領のあり方を一国内に集約的に表現する職制であり、また《国内政治構造の規制力》を受けて権限行使に限界があったであろう守護制度の実態をも示す職制であることが明らかとなった。「奥州惣奉行」体制は、幕府列島支配の実態を明瞭に映し出す、「鏡」としての位置を持つのである。

3、本稿で得た鎌倉幕府理解

以上の検討を踏まえ、終章では以下のような鎌倉幕府理解を提示した。

①鎌倉幕府の成立について

第一部および第三部第六章の検討が示すように、治承・寿永内乱以前の列島内には、国衙と国内辺境をそれぞれの政治的中心とする、多元的な政治構造が形成されていた国が存在した。幕府成立当初に守護人の知行下にあった所領は、のちに「守護領」として歴史上に立ち現れてくるが、その分布状況の「国衙集中」・非「国衙集中」という相違は、幕府とその国との関わりが多元的構造の何れを中心の占領から開始されたのかを示すものと把握できる。すなわち成立当初の幕府は、複数ある中心の何れを占領するかによって、以後の各国との関わり方が決定されるのである。国内辺境の占領に起点のある国では、国衙機構への守護の影響力確保が問題化する。逆に国衙の占領に起点のある国では、国内辺境への守護権力の浸透が大きな課題となって立ち現れる。このような関係として、把握することが出来る。そしてこの関係は、各国の政治構造を形作る武士団の選択に左右される。すなわち《各国政治構造の規制力》が、本稿によって得られた鎌倉幕府地方支配理解のための

一つのキーワードとなる。

本稿で得た幕府地方理解のためのもう一つのキーワードは、第二部で論じた《自然》である。東国では、頼朝と共に闘うことにより築いた、国内に優越する地位を認められた者として「自然恩沢」守護人が出現した。西国守護には、進出当時の政治構造を尊重する管国支配のあり方として、「自然治国」方針が提示された。何れも、治承・寿永内乱を経て形成された各国政治構造を尊重する、頼朝の地方支配方針の存在を示すものである。二つのキーワードは、《各国政治構造の規制力》が強く働くが故に採用された《自然》のあり方、という関係で結びつく。

では、本稿で幕府列島支配の実態を映し出す「鏡」として位置づけた「奥州惣奉行」体制は、この二つのキーワードとどのように結びつくのか。前者については、《各国政治構造の規制力》の存在を最も明瞭に示す職制として、既にこの体制を位置づけた。問題は《自然》との関わりである。

第六章では、陸奥国の二つの政治中心を接収した頼朝が、それぞれの中心に一人ずつの支配担当を送り込んだことを以て、それぞれの政治的求心機能を下支えしている諸集団に対する、配慮の現れであると位置づけている。多元的政治構造下における複数の政治的中心を支配下に組み込んだ後も、その政治構造を下支えする諸集団へ配慮し、多元的構造をそのまま残存させる支配体制を採る。これこそまさに「自然治国」的支配のあり方と言える。故に、《自然》というキーワードとの関わりにおいても、「奥州惣奉行」体制はその典型的形に最も近いあり方を示すものとして、位置づけうる。

この様に「奥州惣奉行」体制と《自然》との関係を捉えると、ここには頼朝の軍事集団が政権としての安定を急速に確保しえた背景が映し出されることとなる。すなわち、「奥州惣奉行」体制を通してみえてくる「自然治国」方針の具体的内容は、各国の政治構造を下支えする集団への配慮であったことになる。一国内に複数存在する大規模武士団の競合という実態を持つ。治承・寿永内乱により、大規模武士団の一部は淘汰され、一度爆発した対立構造は一定の安定をみる。頼朝による「自然治国」方針の採用は、各国の武士団に対して、この新たな構造を破壊しない存在としての幕府を印象づける役割を果たしたと考えられる。この点に、頼朝の軍事集団が急速に成長し得た要因をみてとれる。

東国において「自然恩沢」守護人という形を以て姿を現した、頼朝の《自然》に基づく地方支配は、文治五年奥州合戦と翌建久元年の大河兼任蜂起を経た陸奥国で、「奥州惣奉行」体制として職制上に明確に示される。そして建久二年には「自然治国」を望む頼朝の意志として、西国の守護人に語られる。この建久元年から二年の間に、「自然治国」守護制度が頼朝の中で生まれたと考え得よう。幕府地方支配における建久年間初頭の画期性が明瞭である。

上横手雅敬氏「建久元年の歴史的意義」（同氏『鎌倉幕府政治史研究』吉川弘文館、1991年。初出、1972年。）は、建久元年の頼朝上洛時における後白河院との政治折衝に注目し、この時に守護

制度が恒久的制度として固定したことを指摘するとともに、幕府の成立をこの年に求めている。氏のこの指摘は、実態的側面から守護制度を検討した本稿の結果からも首肯しうるものであり、筆者もまた鎌倉幕府の成立をこの年に求めた。

②御成敗式目制定への見通し

本稿では最後に、頼朝以後の「自然治国」守護制度が如何なる展開を見せるのか、幕府政治史上の一つの画期である御成敗式目の制定を念頭に置きつつ、極めて大雑把な見通しを述べた。

「自然治国」守護制度は、その国毎の《自然》のあり方を尊重するものであり、制度としての明確な形が定まっていない。そのため、守護がその影響力を管国へより広く滲透させようと行動した場合、《既存の政治構造》との間に摩擦を呼び起こす性格を併せ持つ。いわば「自然治国」守護制度は、守護の管国内影響力を必要最小限に留める意志を持ち、かつ守護人個人に対して強力な抑止力を発揮しうる者が存在して、はじめて有効に機能するものであると考えられる。その意味では、有能な政治家であり、かつ御家人に対する強力な指導力を発揮した将軍頼朝の存在が、「自然治国」守護制度を有効に機能させるための不可欠の条件であった。すなわち頼朝の死後、各国の《自然》状態を尊重すべきはずの「自然治国」守護制度は、逆に各国の《自然》状態を破壊しはじめたことが想定される。

名執権と唱われる北条泰時に主導される幕府は、貞永元年（一二三二）に御成敗式目を制定し、守護の活動範囲に上限を設ける。式目三条に規定される「大番催促、謀叛・殺害人追捕」を内容とするいわゆる「大犯三箇条」と、守護の国務不干涉方針の明文化である。

これを本稿のキーワードと関連付ければ、各国の《自然》状態を破壊しはじめた「自然治国」守護制度への対応として、位置づけうるのではなかろうか。明確な形を持たないが故に各国の《自然》状態を破壊する存在となった「自然治国」守護制度を解消し、守護の活動範囲に法的ラインを設定することによって、各国の《自然》状態を尊重する列島支配方針自体は堅持する。この様な見通しを立ててみたい。すなわちこれは、鎌倉幕府の成立と御成敗式目の制定という十三世紀初頭の二つの政治的画期を、《自然》状態維持のための取り組みとして把握するものであり、鎌倉幕府を《各国政治構造の規制力》に影響され続ける権力として捉えることになる。

以上の見通しを述べて、本稿を閉じた。

論文審査結果の要旨

本論文は、鎌倉幕府によって諸国に設置された守護の職権行使が、それぞれの国内における武士団の対立構造に規制されて特徴的な地域差を付与されることになるプロセスを、地域の権力構造に即して追究したものである。具体的には、淡路国と播磨の国をフィールドにして、守護の執権行使の範囲に二つの類型、すなわち国衙近辺に偏るケースと国衙から遠隔の地域に偏るケースが、同時に存在していたことを浮き彫りにしている。

そのうえで、この二つの類型は、国衙に結集する武士団と国衙からは遠隔の地域に独自の勢力を蓄える武士団が対立するという、中世前期に特徴的な構造に規制されて形成されたものであることを明らかにした。すなわち前者の類型は、源平合戦において国衙近辺の武士団が敗れた跡地に守護の職制が導入されることによって生み出され、後者の類型は、遠隔地域の武士団が敗れた跡地に守護が導入されることによって形成されたものであることを鮮やかに解明している。

次に、そうした対立構造をはらむ地域を効果的に統治するために、源頼朝は、できるだけ旧秩序を尊重した「自然治国」の方針を採用し、その方針を守護の職権行使の枠組としたことを解明した。承久合戦後における謀反人跡追捕・兵糧米徴収等の守護による職権行使も、「平和回復」を目指そうとする幕府の基本的な方針に即して機能していたことが見事に解明されている。

『吾妻鏡』という基本史料に関しても文献学的な考察が展開され、四代将軍頼経以降に「原吾妻鏡」が編纂されたという注目すべき結論がもたらされている。これまでは初代将軍頼朝に関わる「原吾妻鏡」が先行して成立したとする学説が優勢であっただけに、三好説は大きなインパクトをもって学界に迎えられている。

また陸奥国では、国衙（多賀城）と平泉の二大勢力が対立する二元的な構造に規制されて、それぞれの跡地に葛西・留守の二人の惣奉行がおかれたが、それは例外的な存在ではなく、諸国の守護よりも進化し、「全国モデルケース」ともいふべき職制が導入された結果であったことを鮮やかに解明した。

以上総じて、本論文は、鎌倉幕府と守護制度に関する既存の学説を地域の側から大胆に見直し、学界に発想の転換を迫るものになっている。このことは本論文の執筆者が、自立して研究活動を行うに必要な高度な研究能力と学識を有することを示している。よって、本論文は、博士（国際文化）の学位論文として合格と認める。